

平成25年第4回更別村議会定例会会議録(2日目)

平成25年12月13日

1. 出席及び欠席の議員は別表1のとおりである。
2. 会議事件は別表2のとおりである。
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものは別表3のとおりである。
4. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 末田 晃啓 書記 佐藤 敬貴

書記 佐藤ちはる

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は、7名であります。 定足数に達しておりますので、これよりただちに本日の会議を開きます。(10時00分)
議 長		本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において6番堂場さん、7番本多さんを指名いたします。
議 長		日程第2、議案第54号、更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例制定の件を議題といたします。 議案第54号について、委員長に審査報告を求めます。 堂場総務厚生常任委員長
議 長	総務厚生常任委員長	第4回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、12月11日、担当課長等の出席を求め委員会を開催し、なお関連があるので産業文教常任委員会の同意を得て連合審査会により審査を行いました。 その結果について報告をいたします。 議案第54号、更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例制定の件は、更別村税条例に規定する普通税の納付について、著しく誠実性を欠く者に対し納税を促進するため必要なものであると判断し、慎重に審査した結果、当委員会は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。 以上、審査の報告を終わります。
議 長		これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 議案第54号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議 長		質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

		これから討論に入ります。 委員長報告は、可決であります。 これから議案第54号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 おはかりいたします。 議案第54号に対する委員長報告は、可決であります。 議案第54号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって議案第54号は可決されました。
議	長	日程第3、議案第55号、更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の制定に伴う関係条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 議案第55号について、委員長に審査報告を求めます。 堂場総務厚生常任委員長
総務厚生常任委員長		第4回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、12月11日、担当課長等の出席を求め委員会を開催いたしました。なお、関連があるので産業文教常任委員会の同意を得て連合審査会により、審査を行いました。 その結果について報告をいたします。 議案第55号、更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例の制定に伴う関係条例の一部を改正する条例制定の件は、更別村村税の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例制定に伴い、同条例で規定する特定滞納者等に対し、行政サービス等の利用を制限するために必要なものであると判断し、慎重に審査した結果、当委員会は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。 以上、審査の報告といたします。
議	長	これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 議案第55号についての委員長報告に対する質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。 委員長報告は、可決であります。 これから議案第55号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。

議 長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 おはかりいたします。 議案第55号に対する委員長報告は、可決であります。 議案第55号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、議案第55号は可決されました。
議 長	日程第4、意見書案第9号、平成26年度地方財政の確立を求める意見書の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
1 番高木議員	1 番 高木さん 平成26年度地方財政の確立を求める意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。 政府は、8月8日に閣議了解された中期財政計画において、「地方の一般財源の総額については、平成25年度地方財政計画と実質的に同水準を確保する」とされているものの、歳出特別枠の見直しなども言及しており、平成26年度予算編成に向けて地方交付税総額が削減される懸念があります。更に地方自治体の行革努力を反映させた交付税算定方式の導入等、地方交付税法の本旨に反する財政的な制裁措置の導入についても検討が進められています。 地方は、長年にわたり国を上回る歳出削減努力を続け、東日本大震災からの迅速な復旧・復興や災害に強い地域づくり、子育て、医療、介護等の社会保障、限界集落・疎化対策、環境対策、雇用対策やセーフティネット対策等、増大する地域の行政需要に対応するために必死に努力を続けてきました。政府は、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。 以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、平成26年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大にむけて、別紙意見書を高橋議員の賛成を得て提出するものです。 ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げて提案の理由といたします。
議 長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
議 長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

		これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから意見書案第9号、平成26年度地方財政の確立を求める意見書の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。 日程第5、意見書案第10号、利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 3番 赤津さん
3番赤津議員		それでは、意見書案第10号、利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書の提案理由を申し上げます。 内容につきましては、別紙を参照していただき、要点のみ申し上げます。 政府は、社会保障制度改革国民会議の提言を受け、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」を国会に提出いたしました。同法案では介護保険制度について、要支援者に対する介護予防給付を市町村が実施する地域支援事業の形に見直すことや、一定以上の所得のある利用者の負担引き上げなどを盛り込んだ介護保険法改正案を平成26年通常国会に提出を目指しております。 少子高齢化が進展する中、社会保障の機能強化に向けた財源やサービス提供体制の確保等が一層重要となっており、高齢者の尊厳が守られ、利用者本位に基づく持続可能な社会保障制度を確立し、高齢者が住み慣れた地域で生活出来る仕組みづくりを求めるとともに、介護労働者が安心して働き続けられるよう別紙意見書を、松橋議員の賛成を得て提出するものであります。 ご賛同よろしくお願い申し上げ、提案の理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。

		これから意見書案第10号、利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める意見書の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第6、村政に関する一般質問を行います。
		順次発言を許します。
		3番 赤津さん
3番赤津議員		おはようございます。
		第4回の定例会にあたり、今日は久しぶりにこの演壇に立つ事が出来、私そのものがいささか緊張している次第であります。
		質問の前に本議会は、議会活性化について3年間にわたり、それぞれ議論を重ねております。行政をチェックする役割や政策立案機能をしっかり果たさなければ我々議員は住民からそっぽを向かれてしまいます。そのためにも、特にリーダーである正副議長さんに旗振り役をしっかりとひとつ努めていただきたいなというふうに思っているところであります。一般質問は行政全般について議員と議長の政策論争をするための場であり、議員活動の最大の花ともいうわけでもあります。一方、議案審議も大事な審議でありまして、行政に物を申すということを議員の仕事というわけであります。私もかつては40項目以上だと思えます。一般質問をこの期間にやらせていただいております。しかし最近はこちらかというと議案審議に自分なりに力点を置いて議員活動に努めている次第であります。今日は久しぶりであります。初心に戻り、岡出村長他、教育長、農業委員会会長さんに質問をしたいというふうに思っております。
		そこで議長ちょっとお聞きいたしますが、私の質問は3つあるのですが、時間的には3つ合わせて90分なのですか。それとも午前中のこの2項目が90分なのですか。夜が90分あるのですか。
		その辺ちょっと教えて下さい。
議	長	1問ずつですね。
3番赤津議員		1問に90分良いということですか。じゃないでしょう。確か3つ合わせて90分って言うことですよ。
		ということは2回に分かれているので、配分をやっぱり考えてやらないといけないので。
議	長	今回の場合は午前中に、今回は2問を赤津さん、夜の6時から1問ということで時間のその割り振りですね。その点については議長の判断で赤津さんは2問90分でやってもらってよろしいです。
3番赤津議員		良いのですか。それ全部使うわけでない。ただその確認だけをしないと3つで90分だったら、また夜の部分もちやんと残しておかなきゃ

議長
3番赤津議員

ならないものですから、そのために今、聞いたのです。

今日の午前の部は2問90分でやってもらってよろしいです。

はい、承知しました。

それでは、そういう時間帯をいただきましたので、どうぞひとつ簡潔なご答弁をお願いしたいというふうに思っております。

それでは最初であります。

教育委員長さんの方に、情報豊富な私は新聞を学校の図書室に置いていただきたいなと言うような思いで今、一般質問をしたいと思えます。

今あの新聞が教材になりつつあるということは教育委員会もご存じであろうし、既にもうなっているかもしれません。生きた教材として、私はあのドリルよりも新聞の方が実に効果があるのではないのかなというふうに認識をしているものであります。つまり新聞を使って文章の読み方だとか書き方だとか豊かな情報などを得る、教えてくれるためでありますので、是非まず村内に3つ学校がありますから、小学校、中学校の図書室に新聞を置いていただきたいなというふうに思っております。で、まず置いているのかいないのかからお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議長
教育長

高島教育長

赤津議員のご質問の情報豊富な新聞を学校図書室へ、につきましてお答えを申し上げます

新聞の特性や機能を活かした学習につきましては、現在も各教科等や発達段階に応じて学習活動に活かすことが進められているところでございます。最新の情報を活かした学習活動につきましては、各学校、それから各担当が目の前の児童・生徒の実態に応じて行っているわけでありまして、その中には新聞を活用した学習活動というものがございます。しかし様々な情報につきましては、新聞はもちろんなのですが、I C T機器、いわゆるコンピュータを使った収集も出来ることから多様に活用する時代になっているということもありまして、現在、学校図書室には新聞は配置をしてございません。

ここまででよろしいでしょうか。

議長
3番赤津議員

3番 赤津さん

今、教育長、学校図書室には新聞は設置してないというか、そういうご答弁でありまして、そのことについては本当にちょっと残念な思いもいたします。今日新聞社の皆さんもいて、新聞社の回し者でも何でもないのですが、新聞について私なりの意見であります、インターネットどんどんどんどん発達して、私はそのインターネットの比重よりも新聞の公共性だとか信用性だとか有用性、これは大変これから他に変わるものはないだろうというふうに私は思っているところであります。そんなことで、ご存知であろうと思いますが2011年度から

小学校では教材として使いなさい。それから2012年、これは中学校です。それから2013年、今年からは高校等でも使われているということでありまして、あの新聞は本当にお爺ちゃんになればなるだけ、こう何と言うのでしょうか、新聞、朝から2時間も3時間も読むようなあれなのですが、基本的には人間形成の大事な僕はあの情報誌だというふうに思っているところでありまして、特に全国的にも文部省で発表しているあれでは、新聞を置いているのは小学校で17%ですか。それから中学校で15%。僕は逆かなと思っているのですけれども、小学校の方がやっぱり多いということで、こういう数字かなというふうに思っておりますが、まあそのようなことで随分置かれております。ですから、是非新聞、過去や現在や未来のその政治や経済、社会、文化、スポーツの情報が載っており、自然にその環境に随時こう繋がるものということでもありますので、是非ひとつ、人間形成、子供達の形成のためにも新聞を置いて欲しいというふうに思っております。それで中学校は少なくともあの図書室の利用というのは、ちょっと私はまだ聞いていませんが、どの程度あるのかが原点で、どこに置いたらいいのか、図書室というふうに私は申し上げたのですが、図書室が果たして利用されていなかったらいくら置いておいてもまたこれも何もならないわけでありますので、図書室の状況をちょっと論外であります、質問外であります。簡単なことだと思いますが、その利用の状況もちょっと含めて是非ひとつ子供達の集まる和やかな場所という、やっぱり図書室かなと思いますので、その辺をひとつわずかな予算というか1社取れば年間に5万円か、その位だろうと思いますので、何点か是非、図書室に置いていただいて予算を付けていただきたいと思うのですが、再度よろしく願いいたします。

議長
教育長

高島教育長

先程、赤津議員からお話のありました学校の図書室への新聞の設置でございますけれども、ご指摘のとおり、小学校におきましては平成23年度から、それから中学校では翌平成24年度から全ての教科等で新しい学習指導要領によります教育がスタートをしているところでございます。また、今回の改定では子供達の生きる力を今まで以上により一層育むことを目指しているところでございます。その理念であります生きる力というものは、知・徳・体のバランスの取れた力のことでありまして、確かな学力、それから豊かな人間性、健康、体力を発達段階に合わせてバランス良く育んでいくことということになっております。その中でも思考力、判断力、表現力等を育む観点から基礎的、基本的な知識及び機能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を含め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整えて、言語活動を充実することがうたわれているところです。新聞を教材として活用することは、先程申し上げました新

学習指導要領はなっておりますけれども、実は最近に始まったことではありませんが、以前よりそれぞれの学校におきまして各教科の狙いや発達段階を踏まえて、適宜利用、活用を図っております。最近言われております、ゆとりとか詰め込みとかではなくて、先程申し上げたとおり、基礎的な知識、技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成との両方が大切だということもありまして、それぞれの力をバランス良く伸ばしていくことこそ、現在の教育に求められているものというふうに考えております。新聞本来の役割や性質、性格と学校の教育活動の中でも位置づけを考えますと新聞はひとつの教材、それから素材というふうになるというふうに考えております。従いまして、必要に応じて活用されるべきであるかというふうに思いますが、村内の学校においても学校職員室に配置をしております新聞を適宜利用して、その都度教材として取り入れ、授業を行っている教科も実はございます。そういうことで、今後も学校の教育活動において、各教科等の狙いを達成するための数多くある手段の中のひとつとして適切かつ有効に新聞を教材として活用していきたいというふうに考えております。新聞の持つ良さや有用性を活かしながら、これからの社会を生き抜く術として児童生徒に身に付けさせることが第一と考えております。

それから学校図書室の利用状況ですけれども、最近は学力向上の一つとして朝の読書ですとかそういった読みの部分で各小中学校もそういった授業時間以外に利用をしている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長
3番赤津議員

3番 赤津さん

教育長はそういう面では新聞を利用しているということですが、何回もくどいことを申し上げても致し方ないわけでもあります、要するに私は学校の図書室に、職員室に先生のところにあったものを教材として使うということではなく、直に子供達が学校の図書室で新聞を置くことで児童生徒が新聞を楽しみ、親しみ、読んでいただき、自分なりのその基礎的な力をひとつつけていただくためにも、図書室に置いて欲しいということでもあります。そしてそのことが他の図書の本にも目が届くようになります。ですから今、大人の世界でも何の世界でもそうですが、論文よりもそういう社会的な新聞を読んでも、大体大きな会社のそれこそ試験でも全部もう合格確実なのです。ですから、そういった意味で人間形成のそういうような情報誌含めてもそういうことを私は申し上げているわけですので、子供の時からそれを付けていただくということで、是非その図書室に置いて欲しいということでもありますそれは色々あるでしょうから、あれですけれども、その1社でも結構なので、ひとつ図書室にきちんと置いて読んでいただき、そしてまた他の図書の方もどんどん目が注ぎ、読書も開かれ

議長
教育長

るということになろうと思いますので、いっぺんに小学校、中学校といっても色々大変でしょうが、まあ更別村の場合は少なくとも中学校の図書室に新聞を置かれるよう、ひとつ予算化をしていただいて、要望したいというふうに思っています。もうこの答弁は、意味はわかりましたので、一言あればどうぞひとつよろしく願いいたします。

高島教育長

学校図書室の新聞配置につきましては、先程から赤津議員ご指摘のとおり、平成24年度から交付税措置にもなっているところであります。しかしながら生きた教材というふうに考えますと、今後学校とも相談をして生きた教材として使っていくという方向で確認出来れば図書室にも配置をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長
3番赤津議員

3番 赤津さん

では次に2点目に行きたいというふうに思っております。2点目については農業委員会の会長さんをお願いしたいなというふうに思っております。

離農跡地の独自の調査という項目であります。農業委員会の皆さんには本当に農業行政全般にわたり、委員各位、努力されておまして、本村においては売買や賃貸借におきまして遊休の農地がないというふうに伺っております。日頃の農業委員の皆さんのご苦労に対し敬意を申し上げたいというふうに思っているところであります。

さて、あの私の質問はそういった農業委員会の正直言ってちょっと悩んだところではあります。直接、農業委員会の所管でないような気もいたしますが関連もあります。そのようなことで私はあえて農業委員会に申し上げるわけではあります。そういう事を含めて理解していただきたいなというふうに思っております。

農業委員会が独自で農業調査をしている町があるのです、現実には。

農地の効率的な利用を妨げる離農後に残る住宅や附属建物について、土地や農地の所有者らに解体するかどうか意向を確認。今後もその農家の高齢化や大規模化を受けて一定の離農や農地の集積が進むと予想されることから、何らかの方向性をまとめる時期でないのかなというふうに私も思うわけでありまして、特に更別村は岡出村長さんが日本一の美しい、農業含めてそういうタイトルを持って農業に携わっております。やっぱりこう更別村内をこう見ると、やっぱりそこそこ立派な農業をやっているのだけれども、一方ではちょっと屋敷みみたいな所もあったり、色々なちょっとやっぱりもうそういうような状況の所が何点かあります。細かいことを言うと昔のサイロだとか色々ありますけれども、そういったことを含めての話でありますので、そういう思いであるので、所管外とはいいながらも関連がありますので、そういったことについて織田会長さんのご見解をお伺いしたいなとい

議長
農業委員長

うふうに思うわけであります。

織田農業委員長

それではご質問にお答えいたします。

離農者の方が農地を売買したい趣旨の申し出があった場合においては、農業委員会としては農地以外の宅地等については職務権限以外のことでありますので、過去からもそうありますが所有者自身の対応にお任せしているところであります。現在は離農されてからもその住宅に住む方も多数おりまして、過去10年位を見ましても離農者の約75%強の方がそこに住んでおります。

また、施設等についても補助金等をもって建設しているものもあり、すぐには解体出来ないものもあります。コンクリートで広範囲に基礎が入っているような建物があれば、解体するにも多額の費用がかかるわけであります。所有者の方が宅地部分も含めて処分したいというお話がありましたら、所有者の方から受け手の方にお話をしてもらい、その土地を取得して農地として利用していきたいというのであれば、お互い話し合いをして建物の処分、費用の分担等について合意してもらうことになるかと思えます。過去何年、何十年と空き家、空き施設となつて残っているものについて、農業委員会としてはそれを把握して解体をお願いしたり、周辺の農地の所有者に売買を進めるということは農業委員会の業務としては考えていないところであります。農業委員会におきましては、それぞれ地区担当委員がおりまして地域内農地の状況を把握して業務を行っており、農地パトロールも実施しているところであります。それに加えて遊休家屋、遊休施設の調査までは現在のところを行う予定がないところであります。農業委員会としては更別村農業振興地域から除外されたり、農用地以外の農業用施設用地となっているのであれば、特に積極的にそれを農地にして下さいとは言えないものと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長
3番赤津議員

3番 赤津さん

ありがとうございます。今の答弁を聞いておりますと、私の言っている事とは全く逆で、まあ縦割り行政の最たる答弁だなというふうに思っております。私も逆の立場だったら同じことを答弁すると思えます。ですけど、それをわかって私は申し上げているわけで、いわゆるのりしろの部分なのです。のりしろの部分をやっていただくかやっていたかかないかというのは、やっぱりひとつの調査の考え方ひとつで、これがもしも農業委員会が出来なければ他のところでやっぱり村としてはどこかでやらなければならない。産業課であろうが企画課であろうが、どっかでやっぱりこれはどういうふうにするのかということは当然やってもらうわけですが、たまたま先程申し上げましたように、これはたまたま申し上げますが、音更町の農業委員会であり

ます。一昨年やって大変好評を得て町にとってもありがたかったという
ような意見も聞いて、そしてたまたまパトロールの中で目を通して、
わざわざあの音更町の場合は現地調査をやったそうですが、そこまで
やらなくても委員会でなく部会があるそうですね農業委員会の中に。
その部会でやったそうであります。ですから更別村あたりは部会があ
るかないかは別として、パトロールの中で何点かこういうところがあ
るなと目についた所をちょっとメモ的にしていただいて、のりしろの
部分でありますので、会長さんの判断のもとでどうだと、皆さんにと
いうような図り方で進めても大変良いことではないだろうかという
思いで申し上げたわけであります。うちらでもこれ2000年ぐらいから
この10年間位でどうでしょう。離農地が結構出ていると思いますが、
もしもその数字がわかれば教えていただきたいと思います。この10年
間の離農の数字だとか農家や宅地が残る住民がいない住居や車庫、サ
イロ等、どれ位そういうこと確認しているのかいないのか。そういう
ことをやっているわけではないから、直接農業委員会のあれには無い
というふうに思いますが、そういったことを含めて最終的にはこの建
物の所有者、農地の現在の耕作者、農地の所有者、この3種類を分け
て用意をして、アンケートも取りながら、そういったことをやってい
るという情報を得ましたので、農業委員会の直接的な仕事ではないので
ありますが、是非ひとつ、もしもそういうことが出来れば農業委員会
のひとつのあれとしてやっていただけたら素晴らしいことだというふ
うに思っておりますので、まあ何らかの方向性をまとめていただきた
いなというふうに思っているわけで、何かまたコメントあればいただ
きたいと思います。

議長
農業委員長

織田農業委員長

10年間の離農者につきましてですけれども、過去今まで約10年の間
で約25戸の方が離農しております。それから今、赤津議員さんが指摘
されたことにつきまして、農業委員会といたしましても各地区に担当
の農業委員さんがおられます。その方は地域内の農地等の状況は充分
把握しているわけでありまして、その委員さんをお願いいたしまし
て、どこに空き家がある、どこに空き施設がある、それを聞き取り調
査いたしまして、図面と言うのですか、地図にこういうものがあるよ
というのとは落としていくのは可能ではないかと考えております。ま
た、その後、確かに景観上、防犯上、色々な問題があろうかと思いま
すけれども、これにつきましては、農業委員会だけでは対応出来るも
のでもありませんので、各部署、各関係機関と話し合いをしてみたい
なと思っております。

以上であります。

議長
3番赤津議員

3番 赤津さん

大変前向きな考えというか答弁をいただいて、ほっとしております。

		10年間に25戸の離農、本当に更別村にとっては1割位の離農者が出たということで、これからもどんどんどんどんやっぱり大型になってくると私は離農がまだまだ出てくるというふうに思っております。経済的なことばかりではなく、後継者だとか色々な面でそういう可能性が多分にあると思いますので、ひとつ、図面に落とすという言葉も出ましてので、是非そういったものを落としながら他の関係の部署と協議をしながらやっていただけたら素晴らしいなというふうに思っておりますので、今日は前向きな意見をいただきましたので、ひとつ今後ともその分野について活躍していただくことを心からお願いし、私は質問を終わりたいというふうに思っております。
議	長	どうもありがとうございました。 本日の会議時間は議事の都合により延長いたします。 この際、暫時休憩いたします。 午後6時まで休憩いたします。(10時45分)
議	長	それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。(18時00分) 村政に関する一般質問を再開いたします。 順次発言を許します。 3番 赤津さん
3番赤津議員		午前と午後との2回でこう中間入ってやるということは、なかなかちょっと水が入ったような感じで思うように行くか行かないかわかりませんが、午後の部、夜間のナイターの一般質問を行いたいと思っております。夜の部は岡出村長さんにお聞きしたいというふうに思っております。 更別村市街地活性化基本計画の総点検と今後ということでお聞きしたいと思います。このことにつきましては、平成20年、更別村市街地活性化基本計画が制定されました。計画策定の背景には道道において更別村市街地がありますし、国道236号線には上更別市街を有するものでありまして、特に更別村市街地には村役場があり、社会福祉センター、診療所、官公庁他、施設等々が集約されておりまして、更にまた農協のビル、J A一連の施設、そして商工会を中心とする各商店が集約され、それぞれ機能を担いながら市街地を形成しているわけでありまして、一方、我が国の人口の減少に転じる中、更別村においても社会増減での減少が続いております。人口が縮小されていくことが今後も予測されます。また高齢化についても全国平均を更別村は上回っているところでもあります。村の活性化、村の活性停滞が一番懸念されるわけでありまして、このようなマイナス思考というか、そういった条件の中で、この更別村ちょうどその時に更別村の第5期更別村総合計画が制定されまして、「いつまでも住み続けたいまち、愛され・安心・笑顔あふれる夢大地」をテーマとした、誰もがいつまでも住み続けたいまちづくりを目指した総合計画であります。20年から29年の10年間

という総合計画であります。その中には総合計画の4つの目標がありますが、4つのサブタイトルは申し上げませんが、そのうちのひとつ、私が今日申し上げる更別村の市街地の活性化計画に関係するものでありまして、賑わいと元気を生み出すまちづくりであるわけでありまして、達成する方策として、賑わいや活気が感じられる市街地の再生が求められているわけでありまして。市街地はいつも皆さん方が考えているように街の顔であります。重要な位置を占めております。特に住民の生活や交流の場として役割を担っているのはご承知のとおりであります。商店街の魅力を高めることも大きな要素にもなっているわけでありまして。このような状況から更別村市街地活性化基本計画が出来上がり、策定委員会が5回にわたって開催されております。そして内容につきましては、19の項目のプロジェクトによる概要が示され、今日に至っているわけでありまして。これ20年ですから、ちょうどこの5年間で私は19項目のうちのどれくらいが達成されたのか、そしてまたそのプロジェクトチームというかワーキングチームというか、その策定委員会がその後どういうふうになっているのか、この2点、特にお聞きしたいと思っております。進捗状況であります。それとそういったことを岡出村長にひとつお伺いし、この計画を更に進めるために今後どのようなことをお考えになっているのか、私は今申し上げたことは状況が随分変わっていると思いますので、一度はこの中間点で総点検的なこともあっても良いのではないかなという思いもありますので、まず岡出村長のこの更別村の市街地活性化基本計画についての今言った総点検と委員会のことについてご見解をお願い申し上げたいと思います。

議 長
村 長

岡出村長

赤津議員の更別村市街地活性化基本計画についてのご質問にお答えを申し上げます。

更別村市街地活性化事業の必要性につきましては、ご理解をいただいているものと思っております。更別村市街地活性化基本計画の素案作りにつきましては、更別村市街地活性化基本計画策定委員会におきまして、平成20年10月に3つのプロジェクトとそれに付随する19項目の事業構成によりまして杜を育む豊かなまちづくりで市街地の活性化を基本テーマに策定したものであります。

その後、平成21年度に更別村市街地活性化協議会におきまして、基本計画の素案をもとにいたしまして、更に議論を深め、市街地活性化に有効な施策を再抽出いたしまして、具体的に実現可能な計画を目指して平成22年10月に、3つのプロジェクト、16項目の事業から更別村市街地活性化実施計画を策定いたしましたところであります。

この実施計画におきまして、事業の実施期間を定めて前期を平成22年度から平成26年度の5年間、後期を平成27年度から平成31年度の5

年間といたしまして、16項目の事業をそれぞれ前期・後期に配しまして、実施をしてきているところであります。

前期に位置付けられました15の事業につきましては、それぞれ着手をしてございまして、市街地誘導看板の設置、市街地マップの作成、市街地公園のリニューアルにつきましては、ほぼ完了いたしまして、住民協働の推進、協働店舗への支援、花いっぱい活動につきましては、継続実施中でございます。

その他の事業につきましても取組み中でございまして、若干の遅れや見直しが必要なものがあるものの、計画に沿って進めているところであります。

これらの事業の実施や高規格幹線道路更別インターチェンジの開通もございまして、本年実施の交通量調査におきましても平成23年の調査に比べて、本通りへの通行車両の増加が見られるところでございます。

また、市街地の活性化事業とも絡みまして、道に要望しておりました道道本通りのリニューアル、またプランターの配置や街路樹の再植樹等の環境整備によって、より潤いのある街並みや景観の向上に努めているところであります。

市街地活性化事業の協議会の皆様には、自分の住む街は「自らの知恵と発想でつくる」ということをお願いしたいとの思いから、当初から「計画づくり、事業化」へと、まあご協力をいただいているところでございますけれども、現時点におきましては、ほぼ計画どおりの事業が進められていることもございまして、本年度におきましては会議を開催していないところであります。

今後、必要に応じて会議等を開催し、またお願いしてまいりたいと思っているところであります。

なお諸々の事情によりまして、取り組みの遅れや内容の見直しが求められている事業につきましては、関係団体等とも十分な協議を経て、初期の目的を達成してまいりたいと考えているところであります。

まずは以上、答弁とさせていただきます。

3番 赤津さん

今、村長の答弁をいただきまして、私が聞いていることも含まれた答弁になってはいるとは思いますが、私は率直にほぼ計画とおりに、今までもほぼ順調にまあ進んでいるというような答弁だというふうには私は今理解いたしましたし、それから策定委員会についても、まああの策定委員会そのものが残っていて、まだ今年は会議を開いていないということではありますが、19項目確かにここに色々あります。私も持っています。それで随分この事業が進んでいるものもあります。いちいち具体的にはしませんが、進んで完結しているものもあります。ですけど、この計画そのものは良いのですけれども、どちらかと言うと

議長
3番赤津議員

もうちょっと中身の濃いいわゆるハード的というか、そういった分野については、なかなか進んでないように見られているわけなのです。それと策定委員会なのです。策定委員会も当時は5回の計画でやっているわけですが、最近その計画がないということでもありますので、私はこの協議会というか、メンバーがいかがなものだったのかなと思うのです。ということは、意見を上げて、その方々から意見をいただくというのが本来の策定委員会の仕事であるし、建前なのだろうというふうに思うのですが、どうもそれこそ田中眞紀子さんじゃありませんが、裾を踏まれて一生懸命やれやれって言われているけれども、いやこの部分はちょっと遠慮してくれとかどうだとかというような会議の中の話も聞いております。ですから、そう言ったことを含めると、この策定委員会というのは本当にメンバーはどういったメンバーでやってきたのかただ理解を示すための本当に言葉が悪い話ではありますが、隠れ蓑的な、ただ理解をいただいたのですよというようなそれだけの策定委員会だったら、何の意味もないと私は思っているのです。やっぱり積極的にこれをやるのだというようなメンバーでなかったら、メンバーの中にだまって何もしないで、ただその時に最後には「いやできないべさ」とか「どうだべさ」とか、そのような程度のメンバーが策定委員にいたのだったら全然前に進むことにはなっていません。ですから策定委員会もやっぱりきちんとした見直しが必要でないかなというふうに私は思っているところであります。それと具体的に今ちょっと申し上げましたが、ちょっと長くなりますが、私は思っているのは、7つの項目位は私の感じで今あの大事な中間地点の要素があると思います。今日ちょっとあれなのですが申し上げたいと思います。第1点はこの事業が始まってから課長が4人変わっています。初代から現在まで担当が。そして特に初代の課長さんは皆さんご存知のように今いらっしゃいません。ですから当時引き継ぎ等はどういうふうに行っていたのか。ですから、そういったことを思うと、今でもう4代ですよわずか4年の間に。この計画の中で。ですからそのことを十分ひとつ踏まえていただいて、じっくり腰を据えるべきあれが出来ているのか出来ていないのか。

それから先程、村長がちょっと触れておりましたが、インターの開通です。中札内・更別間。これも調査しているようでありますが、まだ報告は聞いておりませんが、私はこの開発の新聞資料であります。それによりますと、4月から9月まで1日の交通量が3,300台というようなことで、これも大きな街の中の変わってきている要素になっているのではないかと考えております。忠類までこれが更に延長すると、予想では5,300台位がまだ走るのではないかというような予想になっております。そういうようなことを含めて交通量が随分変わってきていること。

それから3つ目、旧開発の建物であります。これも6月の議会で修正動議が出まして、事実的には事業が達成出来なかったわけですが、これも跡地を全部、部分的ではなく、やっぱり総合的に利用計画を示すべきだと私は思っております。ですから、そのことについては、もっとやっぱり時間をかけるべき要素があるのではないかなと思っておりますので、特にこのことについては、特産を売るとか色々お話がこの間の段階では出ておりますし、お金もかけてその部分はやっているようでもありますが、特にこのことに開発と商工会の方から提案されております交流施設があります。交流施設もちょうど旧開発と交流施設がちょうど時期的に重なっているものですからなかなか大変な事業なのですが、まあこのことを合わせてひとつ大きな課題でないかなというふうに思っているところであります。特にこの交流施設は、ちょうど私の会長時代からの継続でありましたが、たまたま民間地がすぐ求められなかったというようなことで、原因はそういったことで遅れてきたのは事実ではありますが、2転3転しながら今日に至って、それなりにありますが、1つだけはっきりしていることは、商工会はお金がありません。商工会という組織は地域振興と指導だけでありまして、金儲けの団体ではないのです。そのことだけは役場の職員の皆さんしっかりと覚えておいて下さい。ですから商工会にお金出してくれと言ったって、今のこの時代の中では全くそれは無理な話です。ですから、そういうことを念頭に置いた中での計画なりをあれしてみして下さいそのことは村長さんも前回の同僚議員の質問で、そのことはちゃんと認めております。そうかと言ってお金を集めて商工会やるといっても今の経済状況の中では大変であります。そういうようなことで、そのことをひとつ理解していただきたいと思います。これで4つ目です。

それから状況が変わるのは、あとは農業問題、T P Pです。今日は農業の方もいらっしゃいますが、私なりに思うと、これはもう完全に今T P Pは遅かれ早かれこの状況に私はなりつつあると思います。

特にこの間のああいうのを見ていると、時間稼ぎをしながら必ずT P Pはそういうふうになることになりますので、1番のT P Pのあれは農業のダメなところがT P Pに1番現れているのではないだろうかというふうに私は思っているわけでありまして。反対ばかりしてもなかなかこれから大変だと思いますので、早くそのことに気がついて、わかっているのですが、やっぱり先手必勝を打つのが肝心ではないだろうかというふうに思っておりますので、このことについても農業は更別村の基幹産業でありますので、大きな要素になりますので、これも時代の流れの中ではちょうどひとつの考える時期ではないかなというふうに思っております。

それから6つ目は、定住化促進であります。これも憩の家を含めて、

あそこの15号、今のインターから南1線、この辺の所は正直言いまして交通は、もともと予測はしていたところですが、かなり交通量が多いです。特に憩の家があると、まあ夜でも黒い物を着るわけでありまして、なかなか見通しが悪くて本当に事故が起きなければ良いなというような思いで、現在そういうことがありませんので、まあ幸いなのですが、いずれにしても、あの辺の交差点というのは大きな要素になりますので特に市街化の活性化の中でアクセス、あの憩の家の道路は15号の入り口しかないのですよね。ですからやっぱり本通りからつながる、そしてあそこに民間の畑があります。これも昔から民間の畑の方も分譲というか何かそういうふうになっているはずですよ。ですからこれから市街化の定住化促進だと、まずあそこの民間の所が街の中の拡大市街地になりますので、その辺もやっぱり考える要素が多分にあるのではないかと考えているのです。そういうことも含めて、定住化の交通緩和と憩の家のアクセスについての道路を裏通りと交差点、今、畑になっていますけれども、地権者は求められればある程度の対応はするような話も聞いておりますので、今後はあの辺は目を付ける必要があるのではないだろうかというふうに思っております。

最後は経済見通し、これはもう私が申し上げるまでもなく、アベノミクスなのですが、これはもう田舎はこんなものなのです。東京は景気が良い、帯広はまあまあなのですが、私はいつもこういう田舎はジャンボ機の前足だと思っているのです。もう本当の瞬間だけ。そんなところでもう終わっちゃうのです。ですから経済は決して楽観は出来ないでこのような状態が続く状況じゃないかと思っているわけでありまして、今申し上げた7つの条件がありますので、市街地活性化計画については是非ともちょっと急がず、ちょっと時間をかけて一服しながら、そういうことで見直しをしていただくというか、決して止めることではないけれども、ちょっと立ち止まってみることも必要でないだろうかというふうに私は思うのですが、その辺、今申し上げた条件を備えて村長のご所見をまたいただきたいと思います。

議 長
村 長

岡出村長

市街地の活性化事業、これは長きにわたりまして、懸案事項であったわけでありまして、やはり民有地、私有地を多く抱えての事業化ということから大変難しい事業なわけでありまして、政策として市街地の活性化をやるぞと言ったのは私が初めてだったと思います。そういうものに挑戦してきているわけでありまして、そしてこのことは各団体そして皆の知恵と創意によってやらなければ、村だけでやっても効果の上がらない問題でありますから、したがって多くの皆さん方のご意見、また夜も集まって会議に参加をしていただきながら進めてきた事業でありますので、私は皆さんの意見をいただく、またこういう計画づくりに参画していただいたことは間違ってもいないし、また

メンバーどうのこうのという話もありましたけれども、私はそれについては、後から色々ご批判もあればそれは厳粛に受け止めていかなければなりませんけれども、今まで皆さんにご苦労願ってきたことは間違いないし、本当に感謝いたしているところであります。こうしたことから、この活性化事業は村が無理に進めても、そんなに効果の上がるものではないと思ってございますので、計画は作ってそれを基本として進めてはございますけれども、コンクリートで固めたような計画でもございませんので、これは時々状況変化、そういうものを絡めながら柔軟に対応していく必要があるだろうと、常に検証見直し、追加等が必要であると思っているところでもあります。来年度は最終の年度と、前期の最終の年となりますので、関係団体のご意見を十分伺いながら、こうしたことを踏まえまして、後期計画に向けて十分に検討してまいりたいと思っているところであります。

課長が4代変わったということではありますが、それぞれ引き継ぎをきちんとさせておりますので、それぞれの課長の自分の考え等もありますけれども、それは内部で調整を図りながらやってきているところでもあります、そんなに課長の大幅な転換期にあたったことから、こういうことが生じたわけでありまして、そのことは支障のないように努めてきたつもりでもございます。

交流センターは必要性から商工会から提案があったものでありますけれども、これにつきましては前回の同僚議員のご質問の中にもありましたので、十分関係者と協議をして進めていきたいと思っております。あまり強引に行きますと、後でどうのこうのということにならないように進めていきたいと思っているところであります。

後TPPですね。TPPは私も非常に深刻に受け止めて、今からやらないと反対ばかりしていて、その時になった場合に困ったということにならないように、もう真剣に考えて関係団体と準備をしていかなければならないと思ってございますが、まだその危機感というものがちょっと乏しいような気がしますので、これにつきましては深刻に受け止めてやっていかなければならないと思います。

あと定住化、憩の家、交通安全対策は慎重に真剣に考えていかなければならない。また新たな住宅団地についても村内の状況を見ながら検討しなければならない事項ではないかなと私も思っているところでもあります。すぐとはなりませんけれども、まず内部検討もあまりしてございませんので、これについては内部検討から始めていきたいなと思っているところであります。

経済の見通しにつきましては非常に消費税のアップ、それから電気料金のアップ、全て私どものところはマイナス要素に働いてございますので、これも深刻に受け止めていかなければならないし、また有効な経済対策というものがなかなか見出だせないのです。もう数度にわ

議長
3番赤津議員

たる経済対策を今まで講じていますけれども、やはりまんべんなくその経済対策の実感が感じられるような経済対策というのはなかなか難しい。これにつきましては私どもも真剣に取り組んでまいりますけれども、多くの皆さん方からこういうのが良いぞと提案していただければ本当に有難い事項だなと思っているところであります。

いずれにいたしましても、活性化事業を機会といたしまして、商工業の振興も合わせてやっているわけでありますけれども、新規開店の事業だとか、空き店舗の活用、それから独自の販売促進事業等々、私は多くのことを合わせてやってきてございますので、それらが有機的に効果を上げられれば有難いなと思っているところであります。ゆっくり休めというご質問でございましたけれども、ゆっくり休んでいたらすぐ年月が去ってしまいますので、もう再検討はきちんとやらせていただきながら、やれるものは進めてまいりたいなと思っているところであります。

3番 赤津さん

項目毎に説明をいただいて内容がわかったわけではあります。ゆっくり休めという、今、村長さんのあれですが、私は休めと言っているわけではなくて、ちょっと止まって見る時間があるのではないでしょうかとということなので、休んだらダメなのだけれども、考え方をそれぞれこういう状況の変化があるので、どんどん進むということよりも、ちょっと時間をかける必要があるのではないだろうか、そのことを強く申し上げたいと思います。その辺の理解度が村長と私とでは、ちょっと隔たりがありますけれども、そのことをよく認識していただきたいと思います。決して休んでいるものではありません、やっていたきたいと思います。特に私の立場から申し上げますと旧開発と商工会が要望している交流施設については、これはやっぱり是非やってもらいたいと思います。で、やるのだったらやっぱりしっかり計画を立てて欲しいということでちょっと時間をかけたらどうですかという意味ですから、そういう理解をしていただきたいなというふうに思っております。これは直接的なことではありませんけれども、道の駅は北海道が1番多い。その中で特に十勝あたりは、ほとんどの町が道の駅というか、そういうものがあるわけでありまして、今もう北海道の場合の道の駅、これはなぜこういうことを申し上げるかというと、交流センターだとか、旧開発跡地もそういうような要素を多分に含んだものを計画するだろうという思いから申し上げるのですが、北海道の人は目が肥えているそうです。こういう施設には本当に北海道は多いために利用者の目が肥えていて、独自で何か1番サービスをするような道の駅でないと、もう寄らなくなるそうです。もうサービスなのです。そしてもう1つは、何かその特にオリジナル的な分野でお金がかっても、こういうような何か違った分野で何かイベントとかそういうこ

とを含めての話なのだろうけれども、独自色の強いものとサービスを徹底的にするものではないと、ただ道の駅だからと言うのでは、もう全然相手にされませんよというのがこの自治体の事務局長さんが言っている話なのです。ですから道の駅そのものは、他の町でも作りたいけれども、今そういうところが随分懸念されているという情報も得ていますので、ひとつよく勘案して欲しいと思いますし、特に私は前から言っているように、この特産センターとかそういう名前でなく、むしろ今年の流行り言葉のひとつでもあります「おもてなし」。これ前にも言っているのですよ私は。おもてなしをするような施設にしないと駄目なのです。やっぱりお客さんと呼んで、どうやっておもてなしをするのか。そういう施設じゃないと、ただものを売ると言ったって、うどんだ何だって言ったって、もうどんなことをやっても限度がありますよ。ですからおもてなし。ビジターセンター。そういうようなことで、どんどんお客さんが来てお客さんに対して、それをするような条件のものをひとつ考えていただきたいというふうに思っています。だからそういうことを含めて、まあ立ち止まる時間が若干村長さんにあるのではないのでしょうかということは今申し上げているわけで、この7項目、1つ大したあれでないかもしれませんが、それなりに検討いただきながらご協議をいただき早期の達成をお願いしたいなというふうに思っております。

以上、このことについて申し上げましたが、まあ村長さんの方から最後に何かご答弁があればお伺いしたいと思います。

岡出村長

私は今の時代、スピード感が大事だということを常に職員にも申し上げてきましたし、私もスピード感を持ってやらなければ駄目だなと思ってきたところであります。休むとか休まないとかというのではなくて、常に前向きな考えで取り組むべきものは取り組んでいきたい。その中でやっぱり慎重にやらざるを得ないものは慎重にやらざるを得ないわけでありまして、そのことにつきましても肝に銘じてやっていきたいなと思います。

それから、あそこの開発跡地の道の駅的な施設については、もう限界が来ているというというのは私も感じているところでありまして、私は以前、始まった当時は、あそこを取得する時には、やっぱり民間にやってもらえれば1番良いなということは何回か申し上げてきているのです。だからもう大胆にこういう開発事業については民間に任せるとしてもひとつの選択肢として、この場所については幅広い視野で再検討しなければならないなと思っているところであります。私ども、急ぎでとりあえず旧施設とならないように活用を図るべくやったわけではありますが、これにつきましては立ち止まれということでございます。立ち止まった以上は公的にやるものにつきましては

議長
3番赤津議員

限界でありますし、やはりやるからには徹底的に活性化、金の落ちる施設にしていかなければならないわけでありますので、その辺は選択肢を広く持って考えていきたいなと思っているところであります。

以上です。

3番 赤津さん

議長申し訳ない。

本当に時間がちょっとあれなのですが、この市街地の活性化は総合計画に匹敵するぐらいの大事な計画だと思っておりますので、市街地が活性化になることにおいて街も良くなるということを念頭に置いていただきたい。何も商工会が良くなることじゃない。そういう理解度がかかなりあるのですよ。ですからあえて私は申し上げるのですけれども、市街地が良くなればいい。そうすると輪が大きくなりますから。ですから、そういうことでひとつ今後ともこのことについて早期達成を心からお願い申し上げまして質問を終わります

ありがとうございました。

議長
4番松橋議員

4番 松橋さん

通告に従い質問させていただきます。

今、先輩議員の方からT P Pの話が出まして、本当は僕らの方からしなければならない話なのでしょうけれども、ご承知のように年内はもう無理ですと。昨日あたりの副大臣の話を聞いていますと、アメリカが選挙あるから当座は無理だと。それで農業団体含めて北海道は特に大反対をしているわけです。先程、先輩議員が言いましたように反対をいつまで続けていても、そのうち息が切れるのを待っているのかなと。それで今回この質問するにあたってT P Pとも若干関係するのですけれども、私どもはどうしても十勝平野の真ん中で農業主体でやっていますけれども、実はあるそのちょっとした雑誌というか本を読みますと、自治通信社がアンケートを取りますと、それは十勝だけでなく全道で47%が賛成だと、絶対反対は17%しかいないよと。それを今の自民党の政治、安倍さんが、どちらを聞くかと言ったら危機感をもっと持たなければいけないと僕らは思っております。でもそれは今、先輩議員がT P Pに触れましたからあれですけども。私、今、先輩議員とちょっと似ているのですけれども、少子高齢化による人口減少に対する施策ということで今回質問させていただきます。それでご承知のとおり、最近、更別村の人口は少しずつ微減が続いております。それで先程説明もありましたように、定住化対策その他諸々を含めて各種施策、住宅の持ち家政策も含めて継続していることは承知しております。ただ私どもも反対意見書を上げましたけれども、裏では道州制の議論が今休んでいるようだけれども続いております。それで近い将来、更別村は先般、合併に反対をして自立の道を行きましたけれども、また近々人口が減っていくと、その合併論議を含めて、道州制の

参加も含めて村の将来について村長のお考えをちょっとお聞きしたいと思って今回質問しております。

それでちょっと数字的なことになるのですが、先にもちょっと書いたところがあるのですが、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所、この2040年の人口推定で更別村では2010年、人口の82.2%まで減少されました。十勝管内でも中札内村、更別村はまだ少ない方ですね。50%まで下げられる町村がかなり出ております。それで成熟、完成された社会構造の中での改革は非常に困難なのは理解します。ですから小さな村の中でこそ発展できる地域社会の形成をどうやって目指していくかっていうのがこれからの問題だと思っております。それで、合併において村として自立をしていく選択をした更別村は道州制の議論も含めて近い将来、自立か合併かの選択を再びどこかで問われるはずだと、これが大きな質問事項です。

それで、若干勉強というか調べさせてもらいました。

その更別村史からちょっと引用させてもらいました。それで明治32年以前は更別村には入植者はなし、人が居なかったということです。その当時、東京市、市ですよ。139万。大阪市48万人、京都市28万人、名古屋16万人、それで神戸・横浜を合わせても総人口4千万の16分に1に当たる257万人しか都市に住んでいなかった。ということは日本のかなりの人が農業を営み農村に住んでいた。現在と言っても2005年の数字なのですが、125,000,000人、その半分の63,000,000人は関東、中京、京阪市の3大都市に集中している。北海道も例にもれず札幌が一極集中である。短い更別村の歴史の中でも昭和31年から32年にかけて、その時は石田村長さんです。その大正村・中札内村・更別の3村の合併案が市長の方から示され、地域で説明もしている。それがなんで壊れたかという、当時豊かでない更別村は大正村が反対をした。それで大正村が帯広へ編入をされたものですから中札内村とも合併にならず自立の道。それと先般の平成の合併では、幕別の合併を望まず自立の道を選択。これはもう承知のとおりです。それで、その当時、昭和35年の更別村をちょっと村史から引っ張りますと、戸数が1,081戸で5,815人の人口です。そのうち農家人口が732戸で4,387人。ほとんどがこの時は75%が農業者、家族であると。それが昭和35年から45年までの10年間、離農者が282戸出ています。10年で3分の1が離農しました。毎年30戸離農した。それで昭和45年のその人口の減少率で1位が忠類、当時は村で23.9%。2位が豊頃で19.8%。3位が新得の19.5%。4位が更別の17.7%。1年に17.7人口が減っていつている。それで厳しい人口の減として、村としてはその時に昭和46年に過疎地域振興計画を立案した。それで内容も長いので抜粋しているのですが、この内容は基幹産業である農業の振興を促進し、所得の増大と経営の安定を図ることが急務であり、ここで中略させてもらいます。それが最

後に十勝広域市町村計画と強調する。どっかで聞いたような言葉だなあと僕思ったのです。そうしますと、平成の現在とほぼ同じ構図なのです。今、十勝圏で消防の広域化、それから厚生病院の新築・改築の負担等が地域に求められています。どちらにしても帯広市を中心とした経済を考える。これで基礎自治体としての更別村が埋没しかねない。自立性を出すにしても。そこで近年議論になっている道州制、この道州制も非常に色々な書類を課長に出してもらったのですけれども、これが一番賛成している経団連、緊急提言、今年の3月に出した分、これはその通りなのです。日本経済の長期低迷は続き、少子高齢化、人口減少と相まって地方経済の疲弊、地方自治体財政は一層深刻さを増しており、構造的な改革の先送りは許されない。国と都道府県基礎自治体の2重、3重行政の無駄を排除し、行政の効率化、財政の健全化を進めることで、新たな成長につなげる。道州制推進基本法の成立を求める。地方分権改革の推進をする。2018年で道州制を導入しなさいと国に提言している。それに9の都道府県知事と15の指定都市が24年11月に後押しをしている。それでこれ賛成の方です。

それから反対の識者は黒川さんという人なのですが、道州制はT P Pとセットになる。グローバル化という同じ方向性を目指す。T P Pと同じく地方政府の機能を弱めて国家の障害を取り除きグローバル化の究極のものである。道州制とT P Pの2つが組み合わせられることによってアメリカに吸収併合される。地域格差が激しくなるだろうと。それで道州制の中に地方への課税の自主権の付与ということもあるのです。地方交付金をもらっていないのが現在1都54市町村。これ不交付団体と言うのですけれども、ご承知だと思うのですけれども、ほとんど原発とか国の嫌がるものを行っているところは別の交付金というか財政豊かですから、東京都の他の54市町村はそれで賄える。ところが税の配分計画が失われると豊かな自治体はより豊かに、貧しい自治体はより貧しくなる。そうやって書いている識者がいる。それで、そこは国との話ですけれども、3,000人を切る小さな村だから出来る経済発展を目指すにはということで、ここで恥ずかしながら提言をさせていただくと、農村・農業の多面的機能として食糧・原料・生産機能と同時に自然国土保全機能、それから人格形成、教育機能、それから保健休養機能。これを田舎は持とうと。具体的には地域再生プロジェクト事業の創設。1つ目に都市に出ていった地元出身者との交流を図る。2つ目は子供達への課外授業を積極的に行う。3つ目はUターンの促進を促す。4つ目、大学との交流を積極的に行うというのは新規就農者の確保に努める。それと5番目として地域資源を全員で洗い出す。6つ目で最後ですけれども、6次産業化の推進をする。以上、道州制と合併の話とちょっと理解出来ないところもあるかと思いますけれども、今の意見について村長の考えを伺います。

岡出村長

松橋議員の少子・高齢化による人口減少に対する政策について、お答えを申し上げます。

村では「いつまでも住み続けたいまち、豊かさ・安心・笑顔あふれる夢大地」をまちづくりテーマといたしまして、村づくりを進めているところでもあります。

このテーマの実現には、定住人口を維持していくことが特に重要でありますことから、総合計画に沿って住民の定住や村外からの移住を促すため、宅地分譲や、公営住宅の整備、住宅建設の補助など、住環境の整備に力を入れてきたところであります。

また、企業振興促進事業や商業振興事業による就労の場の確保等に努めてもいるところであります。

更に、介護・福祉事業の展開や、子育て支援により子どもを生み育てやすい環境づくりにも努めているところであります。このような事業の取り組み、また関係機関のご協力もいただきまして、その成果によりまして、平成12年の国勢調査から平成22年の国勢調査までの間に人口の微増が見られるところであります。

一方、近年の村の人口を住民基本台帳で見ますと、平成23年は54人、平成24年は19人、平成25年の現時点まででは16人とそれぞれ減少してございまして、人口動態におきまして残念ながら生まれる数より亡くられる方が多いという現状から、国立社会保障・人口問題研究所で推計する厳しい予想を受け止めなければならないところであります。

そしてご質問にもありましたけれども、過疎過密の弊害をなくすということから国において始められました過疎対策が始まって、もう40年を超えるところでありますけれども、ますます過疎の進行と一極集中に歯止めがかからないという現状にあるわけであります。その中で更別村は多くの皆様方のご努力によって健闘していると思っております。

議員のご質問にありましたけれども、小さな村だからこそ発展できる地域社会の形成につきましては、私も同様の考えを持ってございまして、常にこのことを念頭におきながら、これまで行政運営を進めてきたところでもございます。

抜本的な施策の展開となりますと、ご承知のとおり非常に難しい課題であるわけであります。

こうした中で、現段階で出来ることや取り組みが必要な事項を、3点の視点にまとめまして、これらを着実に進めてまいらなければならないと思っております。

1点目は、これまでも取り組んでおりますけれども、各種の既存施設の施策、これは見直しや再編を進めなければならないと思っております。

行政全般にわたる各種施策につきましては、再度総点検を行い、住民が真に必要とする施策やまちづくりにより効果的な施策の展開を更に進めなければならないということでもあります。

2点目は本村の優位性を活かした新たな施策の導入であります。

T P Pに絡めてのご質問でもございました。その中でやはり本村の優位性であります基幹産業である農業を核といたしました6次産業化、これは国の戦略として北海道に位置付けされる予定でございますけれども、その推進、そして高規格幹線道路更別インターチェンジの開通による交通・物流面の優位性を活かした企業誘致や起業支援等を積極的に進めて産業の振興や定住化の促進につなげなければならないということでもあります。

特に現在、国の方で過疎対策として検討を進めている企業等への貸工場等の建設に係る過疎債の適用拡大を図るという動向も踏まえまして、その有効性の検討とともに大胆な支援策を導入し、地場産品の付加価値化や雇用の拡大につなげなければならないと思っているところであります。

3点目は新たな公共サービスの担い手の確保であります。今後の人口と税収の減少を前提として、少子高齢化社会が必要とする多様で高度化する住民ニーズに応えるためには、行政だけではこれは限界がございますので、住民をはじめNPOや民間企業といった多様な主体が公共サービスの担い手になっていただくことが必要と考えているところであります。

その中で自分たちの地域の課題は、自分たちで考え自分たちで解決に向けて行動することを基本理念といたします、協働のまちづくりの更なる推進等、より住民主体の地域社会の構築に向けて、そのあり方等について検討しなければならないと思っております。

こうしたことを着実に推進するとともに、現段階におきましては、新たな具体的な政策についてまだお示し出来ませんが、やはり大胆にして効果的な施策の展開が特に必要と考えており、鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

次に、ご質問の中にあります道州制議論の中、近い将来の方向性、自立か合併かの選択の考えについてお答えを申し上げます。

ご承知のとおり、平成の大合併については協議を重ねた結果、本村は自立の道を選び、今日に至っているわけであります。この間、第3次の行政改革を議会をはじめ村民のご理解とご協力を得て可能な限りの行政経費等の見直しや削減を進めまして、またリーマンショック等もございまして日本経済の立て直しのため特別な地方交付税措置もございまして、本村の財政はですね豊かで満足とはいきませんが身の丈にあった村づくりは出来ていると思っているところであります。

ご質問の道州制の議論でございますけれども、昨年9月に自民党の道州制推進本部から道州制基本法案、骨子案が示されまして、来年の通常国会には提出されるということのようであります。道州制は第一次安倍内閣の時に一時議論がなされまして、その後、政権交代によって途切れていたわけでありまして、政権復帰の安倍政権の元で再浮上しているところであります。この道州制の基本的な考えにつきましては、7項目示されておりまして、大きな柱としては5点ありまして、その1つ目は、都道府県を廃止し全国の区域を10程度に分けて道又は州を設置するというものであります。

2つ目は、道州を広域的な地方公共団体といたしまして、国は道州に大幅な事務移譲をさせ、広域事務を処理するというものであります。

3つ目は、基礎自治体は市町村の区域を基礎として再編し、従来の市町村事務を処理するとともに、住民に身近な事務は二重行政解消のためにも現都道府県から基礎自治体へ大幅に継承し、当該事務を処理するというもの、これはご質問の中にもございました。

4つ目は、道州の自主性及び自立性が十分発揮されるよう、道州の立法権限の拡大強化を図るというもの。

5つ目は、適切な事務処理のため税源を付与するという考えということであります。

これらの素案に対しまして懸念される主なものといたしましては、1つ目は道州間の格差拡大という問題があります。税源の豊かな大都市と、そうでない地方との地域間格差が更に拡大するのではないかとということ。

2つ目は、基礎自治体とならない町村の処遇問題であります。都道府県の事務の継承が難しい小規模自治体におきましては、基礎自治体に吸収されるか、あるいは合併を余儀なくされるのではないかとということ。

3つ目は、道州内での格差拡大の問題であります。道州内の中心部、旧県庁所在地等に人口が、また投資が集まって周辺部が衰退するのではないかとということでもあります。

4つ目は、住民との距離が遠くなってしまうということ。道州制により、行政規模が大きくなりまして、現在の行政と住民との関わりを維持するのは難しくなってしまうとの懸念があるというもの、他にも多くの課題があると思っております。

道州制に関しましては、今日まで国と地方の議論がほとんどないわけでありまして、また、地方の考え方や意見が反映されない中で、国や経済界の経済財政論先行の現行道州制の考え方につきましては、私は時期尚早としております。こういうことから全国知事会をはじめ、地方6団体におきましても道州制導入に反対をいたしているところであります。

議長
4 番松橋議員

松橋議員ご質問の将来の考え方でありますけれども、本村の状況からして先に述べたとおり、人口の減少傾向は避けられないものと推測されるところであります。平成の合併の検証として、全国町村会の平成の合併をめぐる実態と評価が結果として出されておまして、財政ありきの合併は、特に周辺の農山村が衰退に拍車がかかっているということでもあります。

従って、将来、合併か自立か、右に向かうのか、左に向かうのか、早急な判断はいたしかねますけれども、今の道州制の考え方での合併は村にとって利点が全く見えないわけでありまして、総合的な判断からして現下にては自主自立にて村の発展に繋げなければならぬと思っております。

以上、お答えいたします。

4 番 松橋さん

道州制についてもきちんとお答えをいただきまして、私自身も意見書を出したばかりでなくて、今の状態での道州制についてはきちんと明確に首長が言われたように反対でよろしいと思っております。

ただ人口の減少につきましては、もう認めざるを得なくなっております。これは更別村だけではないので。それで大きなその企業誘致とか、なかなか望めない中でどうやったらやっぱり定住化で若者を呼んで、先程6点程言いましたけれども、小さな取り組みですけれども、やはりそういうところから取り組んでいかないといけないと思うのです。やはり農村の良さをその大都市に売り込むというか宣伝をするというか、やはり最近人口が伸びている団塊の世代を引っ張り込むのが一番良いのですけれども、1番良いのはやっぱり子供を産んでくれる若年世代というか若者が定住してくれば良いのですから、やはりそういう努力をしていただきたいと思いますと思っております。

それと大きなことをするわけではないのですけれども、NHKなのですけれども、これは企画政策課長にもちょっとお聞きしたら失礼なのですけれども、実は公園、更別村も今、公園を見直すというか考えていますよね。それで鳥取方式をご存知だと思うのですけれども、この鳥取方式というのが実は震災地の中で、震災でどうしても移転をする。今計画していますよね。若干もしているのですけれども。先に考えるのがその公園だそうです。公園も木を植えたり花を植えたり遊具を置いたりするのが公園だと思っておりますけれども、その芝生だそうです。その被災地でも。そしてその先鞭をつけたのが鳥取の街なのなのですけれども、公園、芝生も色々あるそうです。4種類ぐらいあつて勉強不足ですけれども。それをまず喜んだそうですね小さい子が裸足で芝生の上を走ると。その管理運営を僕らみたいな団塊の世代の人にボランティアでしてもらう、機械を預けて。1週間に1回程度、1か月に3回程度芝を刈らないと駄目ですから。それを自治体がやるとどう

議
村

長
長

しても経費がかかる、グラウンドじゃないのですから。そういう小さな発想を変えていくという考えを僕は持って欲しいのです。更別村もそこにグラウンドが野球場とソフトボール場で更別村の一等地がある。あれはあれで必要なのでしょうけれども。冬はこれからスケートリンクになって。向こうにサッカー場、試験圃のこっちにありますが、もう発想を変えていただいて、その鳥取の真似をするわけでない、被災地の真似をするわけではないのですけれども、提案ですが、住宅地を作る前に駐車場と舗装を考えないで、まず最初に芝生を作る。その管理を地域の町内会にちょっと頼む。お金は払えないけれども機械は自治体でお貸ししますよと。そういう村づくりをしていかなければ恐らく定住化も若者も、だからその辺の発想をちょっと企画課長にお願いしたいと思っているのです。それがすごくその最近被災地の中でもまず建物ありき、駐車場ありきじゃなくて芝生の公園を作って、そこにまず移転しようという考えらしいです。全部が全部じゃないですよ、一部ですけど。だからそういう静かに村づくりをしてくというのがこれから僕は必要でないかなと思っているのですけれども、村長お願いいたします。

岡出村長

ご質問の中6点程、ご提案いただいたわけでありまして、これにつきましては、十分私も必要な点だなと思ってございまして、噛み砕いていきたいなと思っているところであります。

あと、大きなものを誘致するにしてもここ40年間出来ないのです。出来ないものを誘致って言ってはなかなか進まないの、やはり6次産業化にしても何にしても地元の人に取り組む必要があるのです。ですから私はやはり地元の人で小さな事業でもいいから起業する。それから、またその前段で組織作りだとか研究、それから施策、販路拡大の研究をする、そういうものも含めてこまめな支援策を講じていく必要があるのではないかと考えているのです。それについては是非、新年度になるかどうか分かりませんが、これらを地元の人やる気の起きるような、また取り組んでみようかと思うような政策優遇をしてみたいなと思っているところであります。それから公園の芝刈りのこともご質問いただきましたけれども、これは各地の各所にある町内会の公園については、協働の村づくりということで、それぞれ取り組んでいただいているので、ですからこれを農村公園だとか、そっちの方に広げていければなと思うわけでありまして、何せ私もニューヨークに行ったことがございまして、ニューヨークのマンハッタン塔の開発の時にど真ん中の真角にあの公園というものを設置して、その周辺に大ビル群を建設した。やはり農村の持つ特性、それはやっぱり安らぎも含めて、そういう環境づくりが必要でないかなと思ってございまして、そのためには子供達が魅力ある公園づくり、

議長
4番松橋議員

これに徹底してやることも私は必要だと思っているのです。中途半端にやると、何事も中途半端になりますからやる時はもう十勝一の公園づくりぐらいの考えでやっていかなければならない。これは子どもが行きたい村にすると必ず親、おじいちゃんがついて来ますので、こういうことも視点を変えてやっていかなければならないと思って職員とも相談をしているわけであります。

いずれにしても施設を作っても管理費の問題等々から経費の問題も出てきますので、先程もご答弁の中でも申し上げましたけれども新たな視点の協働事業、協働の村づくりについて考えてまいりたいと思っていますところであります。

4番 松橋さん

もう十分立派なお答えいただいたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長
議長

これをもって一般質問を終了いたします。

日程第7、閉会中の所管事務調査について、議会運営委員会は、議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報の発行について、閉会中の所管事務調査として調査したい旨、委員長より申し出があります。

おはかりいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。これにて平成25年第4回更別村議会定例会を閉会いたします。

(19時12分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年12月13日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 堂 場 聰 志

同 議員 本 多 芳 宏